

それいゆ児童発達支援センター



# 機能強化事業

対象者は？

発達に遅れや偏りのある在宅の就学前の  
幼児及びその保護者の方、関係療育機関など  
※診断、受給者証は必要ありません



本人  
保護者の方

ご家庭での支援の相談  
関係療育機関との相談  
など



関係療育機関

個別のケースの相談  
環境調整、支援技術の相談  
など

お申込み  
方法

お電話でお申込みください  
TEL 0952-36-8751  
受付時間 10:00～17:00



無料

お問い合わせ先

特定非営利活動法人それいゆ

〒849-0931 佐賀県佐賀市鍋島町蛸久226-1

本事業は佐賀県より「それいゆ児童発達支援センター」が委託を受けて行なっています